

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成19年2月15日(2007.2.15)

【公開番号】特開2006-167151(P2006-167151A)

【公開日】平成18年6月29日(2006.6.29)

【年通号数】公開・登録公報2006-025

【出願番号】特願2004-363825(P2004-363825)

【国際特許分類】

D 0 6 F 35/00 (2006.01)

【F I】

D 0 6 F 35/00 A

【手続補正書】

【提出日】平成18年12月25日(2006.12.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

洗濯機による洗濯のために洗濯物を収容する洗濯用衣類ケースにおいて、少なくとも1つの開閉自在の開口部を設けた容器と、
前記容器に穿設した複数の通水孔とを有することを特徴とする
洗濯用衣類ケース。

【請求項2】

前記容器の外面上または内面上に部分的に取り付けた浮力材をさらに有することを特徴とする請求項1に記載の洗濯用衣類ケース。

【請求項3】

前記容器に対し外側から内側へ窪んだ凹部を設け、該凹部内に浮力材を嵌め込んだことを特徴とする請求項2に記載の洗濯用衣類ケース。

【請求項4】

前記凹部に嵌め込んだ浮力材の表面と、該凹部以外の前記容器の外面とが連続面を形成することを特徴とする請求項3に記載の洗濯用衣類ケース。

【請求項5】

前記凹部に対応して前記容器の内側へ突出する部分の角部に丸みを設けたことを特徴とする請求項3または4に記載の洗濯用衣類ケース。

【請求項6】

前記容器の外面上の角部または突出部に緩衝材を取り付けたことを特徴とする請求項1～5のいずれかに記載の洗濯用衣類ケース。

【請求項7】

前記容器が、同形状の一対の椀状部材同士を互いに対向させ周縁を整合させて形成されると共に、該一対の容器を開閉自在に連結する蝶番部と、該一対の容器を閉じた状態で固定するための留め部とを有し、

前記一対の椀状部材の各々が、その底部に前記浮力材を取り付けると共にその側壁部に前記通水孔を穿設したことを特徴とする

請求項1～6のいずれかに記載の洗濯用衣類ケース。

【請求項8】

前記浮力材が比重が1より軽いプラスチックであることを特徴とする請求項2～7のい

ずれかに記載の洗濯用衣類ケース。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明は、上述のような問題を解決するため、下記のようになるものである。

(1) 請求項1に記載の洗濯用衣類ケースは、洗濯機による洗濯のために洗濯物を収容する洗濯用衣類ケースにおいて、

少なくとも1つの開閉自在の開口部を設けた容器と、

前記容器に穿設した複数の通水孔とを有することを特徴とする。

(2) 請求項2に記載の洗濯用衣類ケースは、請求項1において、前記容器の外面上または内面上に部分的に取り付けた浮力材をさらに有することを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

(3) 請求項3に記載の洗濯用衣類ケースは、請求項2において、前記容器に対し外側から内側へ窪んだ凹部を設け、該凹部内に浮力材を嵌め込んだことを特徴とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

(4) 請求項4に記載の洗濯用衣類ケースは、請求項3において、前記凹部に嵌め込んだ浮力材の表面と、該凹部以外の前記容器の外面とが連続面を形成することを特徴とする。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

(5) 請求項5に記載の洗濯用衣類ケースは、請求項3または4において、前記凹部に対応して前記容器の内側へ突出する部分の角部に丸みを設けたことを特徴とする。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

(6) 請求項6に記載の洗濯用衣類ケースは、請求項1～5のいずれかにおいて、前記容器の外面上の角部または突出部に緩衝材を取り付けたことを特徴とする。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】**【0012】**

(7) 請求項7に記載の洗濯用衣類ケースは、請求項1～6のいずれかにおいて、前記容器が、同形状の一対の椀状部材同士を互いに対向させ周縁を整合させて形成されると共に、該一対の容器を開閉自在に連結する蝶番部と、該一対の容器を閉じた状態で固定するための留め部とを有し、

前記一対の椀状部材の各々が、その底部に前記浮力材を取り付けると共にその側壁部に前記通水孔を穿設したことを特徴とする。

(8) 請求項8に記載の洗濯用衣類ケースは、請求項1～7のいずれかにおいて、前記浮力材が比重が1より軽いプラスチックであることを特徴とする。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】**【0013】**

本発明は、上述のように構成されているので、下記のような効果を期待することができる。

請求項1に係る洗濯用衣類ケースは、少なくとも1つの開閉自在の開口部を設けた容器を有する洗濯用衣類ケースであることから、洗濯の際に容器がねじれず、収納した洗濯物に強い水流や機械力が直接作用することを防ぐので、型崩れを起こさずに本来の形態を保ちながら洗うことができる。さらに、容器に通水孔を穿設するので、特許文献1のように容器全体を2層構造とする場合よりも製造工程が簡略化でき、コストを低減できる。また、複数の通水孔を通してのみ、容器内外の水流の出入りが可能であるので、収納した洗濯物は強水流であっても、通水作用によって穏やかに洗え、脱水時は水の放出が抑えられるため脱水が弱くかかり、きつい絞りジワが付かない。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】**【0014】**

請求項2に係る洗濯用衣類ケースは、請求項1の構成に加えて、容器の外面上または内面上に部分的に浮力材を取り付けたことから、洗濯の際に水面近傍に浮遊しやすい。よって他の洗濯物との絡みや他の洗濯物への影響が低減される。

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】削除

【補正の内容】**【手続補正11】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】**【0016】**

請求項3に係る洗濯用衣類ケースは、請求項2の構成に加えて、容器に対し外側から内側へ窪んだ凹部を設け、該凹部内に浮力材を嵌め込んだので、浮力材を容器に対して強固に取り付けることができる。

【手続補正12】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

請求項4に係る洗濯用衣類ケースは、請求項3の構成に加えて、凹部に嵌め込んだ浮力材の表面と、該凹部以外の容器の外面とが連続面を形成するので、容器の外面全体が凹凸のない滑らかな表面となるので、他の洗濯物との絡みや他の洗濯物への影響がさらに低減される。

【手続補正13】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

請求項5に係る洗濯用衣類ケースは、請求項3または4において、凹部に対応して容器の内側へ突出する部分の角部に丸みを設けたので、収納された洗濯物が引っ掛けたり擦れたりして損傷を受けることがない。

【手続補正14】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

請求項6に係る洗濯用衣類ケースは、容器の外面上の角部または突出部に緩衝材を取り付けたので、洗濯槽内に接触した場合において、洗濯槽の損傷を防ぎ、衝撃音も抑えられるので安全である。

【手続補正15】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0020】

請求項7に係る洗濯用衣類ケースは、容器が同形状の一対の椀状部材の周縁を対向整合させて形成され、各椀状部材の底部に浮力材を取り付け側壁部に通水孔を穿設したので、洗濯用衣類ケースの外面に鋭い角部や突起がない全体的に丸みのある形状となる。従って、圧力が加わっても変形しない特に強固な構造が実現される。また、一般洗濯物と一緒に洗濯しても、洗濯物と接触する際に摩擦がなく滑り通るため、こすれなどによる傷みが生じない。

【手続補正16】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

また、浮力材を一対の容器のそれぞれの底部に取り付けた構造を有しているので、浮遊する際に底部を水面に対して平行な状態に保持し易い。従って、側壁部に設けた通水孔の通水が妨げられない。加えて、他の洗濯物と絡んだり、他の洗濯物に影響を及ぼすことがさらに少なくなる。また、収納した洗濯物への衝撃も軽減される。

請求項8に記載の洗濯用衣類ケースは、前記浮力材が、比重が1より軽いプラスチック

であることにより、洗濯用衣類ケース全体を水面またはその近傍に浮かせることができる程度の浮力を發揮する。

【手続補正17】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0024

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0024】

本発明による洗濯用衣類ケースは、洗濯物を収納するために少なくとも1つの開閉自在の開口部を設けたプラスチックを素材とする容器を本体とする。容器の外形は任意である。例えば、直方体、球体、橢円体、円柱若しくはこれらを一部変形した形状またはこれらを組合せた形状等である。開閉自在の開口部は、例えば、1つの容器の壁の一部に開閉蓋を設けたものがある。開口部の別の例としては、1つの容器を2分割して蝶番で連結して開閉自在としたものがある。

【手続補正18】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0025

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0025】

容器の素材とするプラスチックは、通常、曲げ弾性率が定常状態で $7,000\text{kg/cm}^2$ 以上のものが好ましい。例えば、一般的の熱硬化性樹脂（メラミン樹脂、フェノール樹脂、不飽和ポリエスチル樹脂等）の他、スチロール樹脂、アクリル樹脂、ポリプロピレン、ポリカーボネート等である。